

議 第 1 5 号 議 案

建設アスベスト被害者救済制度の早期創設を求める意見書の提出について
建設アスベスト被害者救済制度の早期創設を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和3年6月18日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

建設アスベスト被害者救済制度の早期創設を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

建設アスベスト被害者救済制度の早期創設を求める意見書

建設現場で資材に含まれたアスベスト（石綿）を吸い込み健康被害を受けた各地の元建設労働者や遺族が提訴した「建設アスベスト訴訟」で最高裁は5月17日、国と建材メーカーの責任を認める判決を出した。判決の確定を受けて菅義偉首相は同18日、原告に謝罪し、国は原告団と被害救済のための合意書を締結した。

今回の判決は、原告、家族、弁護団、支援者らの長年にわたる粘り強い運動がつくりだしたもので、国は解決に背を向けてきた姿勢を根本から改め、被害者を一人も取り残さない全面救済の仕組みを一刻も早く創設することが求められている。

安価で加工しやすく燃えにくいアスベストは、高度経済成長期などに大量使用された。吸い込むと肺がんや石綿肺、中皮腫を発症する危険が問題になっても国の対策は大きく立ち遅れ、被害を広げた。発症まで数十年かかる長い潜伏期間から「静かな時限爆弾」とも言われている。

建設現場の作業に従事していた人の被害が急増し、2008年以降、国と建材メーカーを相手取った裁判が相次いで起こされ、地裁や高裁では国の責任を認定する判決が主流になった。しかし、メーカーの責任や救済範囲などは裁判所によって判断は分かれていた。

最高裁は、国は1975年までにはアスベストの危険性を認識していたにもかかわらず労働者への防じんマスク着用を事業者に義務付けることなどを怠ったとして、アスベスト使用を原則禁止にした2004年までの29年間、国に違法性があったことを認めた。

当初、労働者として保護されないとされた「一人親方」についても、「危険にさらされるのは労働者に限られない」として、労働安全衛生法上の国の救済の対象になるとした。メーカーが発症の危険について建材に警告表示をする義務を怠ったことも違法とした。複数の現場で作業したため、発症原因になったメーカーの建材の特定が難しい点についても、市場でのシェアや製造期間などから被害を推定できるとして、各社の不法行為を認めた。

建設アスベスト訴訟では最高裁として初めての統一判断となった判決で、国とメーカーの責任を明確にしたことは重要である。その一方で、屋外作業に従事した原告を救済対象にしないなど問題も残されている。

最初の提訴から13年、相次いで起こされた訴訟は33件、原告は約1200人のぼり、裁判中に多くの元建設労働者が亡くなっている。「命あるうちの救済」は待ったなしである。

よって、富士見市議会は、政府に対し、建設アスベスト被害者を救済する制度を早期に創設し、被害救済とともに、ばく露防止対策の強化、関連疾患の医療体制の整備

や治療法の研究開発などについて国として責任を果たすよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	菅	義	偉	様
財務大臣	麻	生	太郎	様
総務大臣	武	田	良太	様
文部科学大臣	萩	生	田光一	様
厚生労働大臣	田	村	憲久	様
経済産業大臣	梶	山	弘志	様
国土交通大臣	赤	羽	一嘉	様
環境大臣	小	泉	進次郎	様